



平成26年12月19日

大仙市議会議長 橋村 誠 殿

農協改革に関する請願書

紹介議員

橋本五郎 
大山利吉 

請願者

住所
氏名

秋田県大仙市佐野町5番5号
秋田おばこ農業協同組合
代表理事組合長 藤村 正喜

秋田おばこ農協農政対策本部
本部長 藤村 正喜

0187-86-0850



請願事項

1. 地域の振興や農業の多面的機能の発揮についても農協法の目的に位置付け、事業目的の見直しは、組合員が出資・運営し自らが必要とする事業を利用することを目的とする協同組合の基本的性格を維持すること。
2. 准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。
3. JA・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式・ガバナンス制度や法人形態の転換等は強制しないこと。
4. 自立したJAの自由な意思に基づき生まれ変わる新たな中央会は、代表、総合調整、経営相談・監査の機能を十全に発揮できるよう、農協法上に位置づけること。

請願理由

政府は、本年6月改訂の「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、農業の成長産業化に向けて農協改革の推進を決定しました。

これに対し、JAグループは、自主・自立の協同組合であることを基本に、組合員の意思に基づく自己改革に取り組むこととし、本県においても、JA秋田組織整備・経営改革推進本部委員会等において討議を重ね、JA組織の改革の方向付けを検討してきました。

その結果、我々は、農業者の職能組合と地域組合の性格を併せもつ「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、持続可能な農業と豊かでくらしやすい地域社会の実現を目指して総合事業を展開し、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化に取り組むことが今後ともJAグループが目指す基本方向であると結論付けたところです。

このため、政府に対し請願事項について意見書を提出していただき、強力な働きかけをお願いするものであります。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。